

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成28年2月16日（火）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所小田原支部大会議室

参加者等

司会者 佐藤 晋一郎（横浜地方裁判所小田原支部刑事部部総括裁判官）

裁判官 山田 順子（横浜地方裁判所小田原支部刑事部裁判官）

検察官 高橋 健（横浜地方検察庁小田原支部検察官）

弁護士 岡安 知巳（横浜弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者1番 40代 女性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 50代 女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 20代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代 男性（以下「4番」と略記）

議事要旨

（司会者）

この意見交換会の趣旨につきまして、ちょっと最初にお話をさせていただきます。

裁判員制度が始まりまして、6年9か月たちました。小田原では、大体90件以上、裁判員裁判が行われたということになります。皆様方の非常に熱心で、また誠実な姿勢に支えられまして、裁判員裁判は順調に運営されているというふうになっております。けれども、まだまだ私ども裁判官、あるいは検察官、弁護人、それぞれ工夫、あるいは運営について努力すべき点、いろいろあろうかと思えます。

本日は、事件が終わった段階でアンケートをお書きいただいて、そこでご意見をいただいているんですけども、少し時間がたった現時点におきまして、また改めて裁判員裁判はどんなものであったのか、振り返ってみてこういう点がまだ足りないんじゃないかとか、そんなふうな忌憚のない御意見をいただきまして、さらによりよい裁判員裁判を目指して私ども努力させていただければと思います、この意見交換会を企画させていただきました。

なお、この意見交換会の内容につきましては、議事録が裁判所のホームページに、将来載る可能性があるということになりますので、その点だけ了解いただければと思います。

それでは、早速意見交換会始めさせていただきます。

最初に、出席の裁判官、検察官、弁護人から自己紹介をお願いします。

では、裁判官からお願いします。

(裁判官)

裁判官の山田順子と申します。よろしくお願いします。

昨年の4月にこちらに着任しまして、裁判員裁判をやってまいりました。1番さんと3番さんとは一緒に裁判をやりましたけれども、2番さんと4番さんは、私とは別の右陪席裁判官と裁判をされたかと思います。

評議の中でも皆様の御意見を伺っていますけれども、今日はそれ以上に、今後、刑事裁判がよりよいものになるために、皆様から意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

(司会者)

では検察官。

(検察官)

検察官の高橋と申します。よろしくお願いします。

平成21年に始まって以来、私自身、恐らく20件ぐらい経験しているかと思います。自分自身の経験でも、当時の裁判員裁判の進め方と現在の裁判員裁判の進め方はかなり変わってきているというふうな印象を受けております。なので、我々としても日々研鑽というか、今後、どうやったらよりわかりやすい裁判員裁判になるかということを日々心がけているところなので、今日はこのような機会を設けていただいて、貴重なご意見を聞いていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

(弁護士)

弁護士の岡安と申します。よろしくお願いします。

私は、裁判員裁判の経験は、こちらの小田原支部におとし移ってきてから今のところ5件なんですけれども、そのほか、横浜本庁の裁判官との裁判員裁判の勉強会みたいなものに時々出ておまして、裁判官のほうから弁護人の訴訟活動のあり方についていろいろとご指摘は受けているところなんですけど、こういった裁判員を経験された方々との意見交換会というのには初めて出席しますので、今日はいろいろと御指摘等いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

(司会者)

それでは、ここでは本当に忌憚のない御意見をということで、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、1番の方から、テーマ1ということで、どんなふうな事件を御担当されて、どんなふうな感想を持たれたかというのを一般的におっしゃっていただければと思います。お願いします。

(1番)

私が経験させていただいたのは、傷害、強盗致傷というものでした。被告人の方が二人いらして、1週間ぐらいの期間だったんですけども、今まで、本当にテレビで見ていたことしかなかったものですから、実際に経験させていただいて、すごい細かくいろいろ資料を見せていただいたりですとか、話を聞かせていただいて、その中でまた評議というようなきには、いろいろな皆さんの意見もありましたし、裁判官の方のお話して、わからないところを何度も何度も繰り返し繰り返し話をし、意見を交換して、実際の判決というふうになったので、すごい貴重な体験をさせていただいてよかったと思います。

(司会者)

それでは2番の方、お願いします。

(2番)

最初に、この裁判員に選ばれたときに、参加できればいいなという気持ちを持ち

ながら来たんですけれども、いざ私がやらなきゃいけないとなったときには、戸惑いがありました。

私が担当した事件は、強盗強姦未遂、住宅侵入の事件だったんですけれども、ちょっと内容が私にとっても、「えっ」というような事件だったので、大丈夫かなというふうに思いましたが、それよりも裁判が進んでいく過程の興味のほうが勝ったので、冷静にできるかなと思って参加させていただきました。

本当に繰り返し、被告人の方にも、被害者の方にも、そのときのことを確認することが現実にあったんだなというふうに考えて、なかなかちょっと厳しいなという感想です。

(司会者)

そういう強盗強姦未遂という、少し罪名的にも厳しいというところもあって、ちょっと戸惑われたというようなことですか。

(2番)

はい。

(司会)

わかりました。ありがとうございます。では3番の方。

(3番)

私が担当させていただいた裁判は、強盗致傷と窃盗、住居侵入という3件の事案ですけれども、最初、裁判員に選ばれて裁判をするとなったときに、すごい安直なイメージで、やっぱり殺人ですとか、そういったちょっと重めの事件を担当するのかなという気持ちで参加させていただいたんですが、実際は、そこまで重くはない事件だったんですけれども、重くはないゆえに、日常でもよくあるんじゃないかという事件、殺人よりも身近な事件じゃないかということもあって、すごいいろいろ考えたんですが、やっぱり判決を下すに当たって、被告人の立場にも立って考えなきゃいけない、被害者の方の立場にも立って考えなきゃいけないという、そのバランスをとるのがすごい難しかったかなと思いました。やっぱりどっちかのほうに偏

ってしまうと、何か不公平な意見として、考えられなくなってしまうので、そのバランスをとるのが実際やってみてすごい難しかったと思いました。

(司会者)

確かにバランスというのが難しいですね。では、4番の方。

(4番)

自分が担当させていただいたのは、傷害致死なんですけど、最初に事件内容を聞いたときに、来るのが嫌だなと思ったんですけど、1日目、2日目と、日がたつにつれて、裁判官の人たちとか、検察の人たちも丁寧に説明をしてくれて、事件内容の資料をわかりやすく作成してくれたので、重みというんですか、自分が感じているそういうのがだんだんとれていくに連れてやりやすくなって、とても勉強になったと感じています。

(司会者)

やっぱりテレビで見ているというのと、中に入ってだんだんやっていくというのは、かなりイメージというか、違っていましたか。

(4番)

そうですね。テレビの、ドラマでよくやっているのとは、ちょっと何か違うなというのはいっぱいありますね。何か、何と言うんですかね。

(司会者)

だんだん、最初はすごく裁判所に来るのがどうなのかなとか、やっぱり事件の重みとかというのもあるんですね。ただお話し合いをしながら、そういうことというのは、みんなで考えていくというふうなところで、少しはやりやすく変わっていききましたか。

(4番)

そうですね。

(司会者)

気持ち的には難しいところはあるかと思いますが。

(4番)

はい。そうですね。

(司会者)

戸惑いから始まったとか、やっぱり重いものがあるんじゃないかというのが気持ちの中に入っている。それで事件に向き合っていたいただいたということをおっしゃっていただいたと思います。

具体的に中身のお話をしながらのほうが、どういうふうにわかっていったかとかということをお話ししやすいかと思いますので、中身の話に入っていきたいと思います。

では、テーマの2番目ですね。順番にということで、1番の方の事件は、傷害と強盗致傷というふうな形でありました。

検察官と弁護人が、それぞれ一番最初に冒頭陳述ということで、これから審理される内容の着目するところはこんなふうなところなんだよというようなことが説明されて、その後、証拠調べへと、具体的に入っていきんですけども、まず一番最初の、こんなふうなところに着目すべきなんだよという冒頭陳述。それで事件、どんなふうなところに着目したらいいのかということがずっと入ってくるような形でしたでしょうか。どうでしょう。では、1番の方。

(1番)

検察側の方、弁護人の方、両方からの意見を聞いて、自分でいろいろメモをしながら聞いていくと、あれ、ここがお互いが言っているところが違うなとか、ここは合意しているなというようなのがかなり見えてきたので、それを何回も何回も繰り返しながら話をしていただいたので、その辺は自分の中でかなり理解はしていきましたね。

(司会者)

事案が複雑というか、時間的な流れがすごく長いんですけども。

(1番)

はい。

(司会者)

わかりました。では今の、一番最初の冒頭陳述の部分に若干限らせていただいて、2番の方。最初の部分で、これから証拠を見るに当たってどんなところに着目したらいいのかなとか、そういうふうなことって、最初の冒頭陳述、検察官と弁護人が述べること、それですっと入ってきたような形でしょうか。

(2番)

内容は多分、あっこういうことなんだろうなというのが、私の解釈だったと思います。その後の審理で、あっ違ったんだということもあって。最初にちょっと私は思い込んでいたかなと思います。

(司会者)

これもだんだん証拠を見ながら、逆に全体像がわかっていくという。

(2番)

はい、そうですね。一番最初は、ちょっと浅いと言ったらあれなんですけど、大体的内容を飲み込んだかなと思います。

(司会者)

それとちょっと実際に見たところが若干違っていたかなという感じなんです。

では3番の方、一番最初に冒頭陳述で検察官と弁護人が、この事件はこんなふうな流れの事件です、こんなところに着目して見てくださいと、そんなふうな話を冒頭にされたんですけど、これはすっと入ってくるような形でしたでしょうか。

(3番)

そうですね。やっぱりこの制度自体が、いきなりお願いされて、いきなり裁判所に来てという形になるので、こちらとしては、もうほとんどの人が勝手がわからないという方が多いと思うんですよ。判決を下さなきゃいけないというゴールにたどり着くに当たって、取り上げられた、起訴された案件の事実だけで量刑を決めることはできないので、例えば強盗しました、だからこういう刑ですということではな

くて、冒頭陳述で、こういう点に着目して、この点を考慮していただきたいということを冒頭陳述でおっしゃってくださったので、それに即して量刑を決めるという気持ちになれたといいますか、何か方向性を自分の中で理解することができたので、すごい進めやすくなつたかなと思います。

(司会者)

なるほど。3番の方の事件というのは、事実自体には争いがなくて、ポイントは刑を決めると、その1点と、そういうふうな形の事件だったものですから、じゃあそのときに何に着目したらいいかというのは、方向性を理解するには非常に役立ったと、こんな形ですね。

(3番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。

1番の方と2番の方の事件は、逆に事実自体に争いがあるものですから、争いがあるところをどこから見たらいいのかみたいなのが最初の段階であったので、確かに証拠調べを見ていくと、それがだんだん、どっちが正しいのかというふうに考えていく、その着目点を多分見ていくと、そんなことになろうかと思うので、少し着目点が違っていたかもしれません。では4番の方。

4番の方の事件も、一番最初の冒頭陳述の段階だと、傷害致死であるよということ、そのこと自体は争いがなかったんですね。

(4番)

そうですね。傷害致死という。

(司会者)

例えば、冒頭で傷害致死そのものがもし争いがないとすると、じゃあどんなふうなところに着目して刑を決めるんでしょうかという、そんな感じの冒頭陳述だったですか。それとも、いや全く冒頭陳述を聞いても、それこそ意味がわからなかった、

そんな感じですか。

(4番)

最初、傷害致死と聞いて、もう一方的な暴行で本当に殺害したのかと思ったんですけど、傷害致死にも、何と言うんですか、凶器とか、そういう物を使って殺害した場合と、この場合はただ体が当たって、相手を死なせちゃった、体当たりして死なせてしまったというもので、傷害致死でもいろいろな事案があるんだと思いました。

(司会者)

そうですね。この事件は、結局、凶器を使うとかというようなことじゃなくて、あくまでぶつかっていったというふうな形になるようなんですけれども、だから同じ傷害致死でも、そういうふうな事案と、やっぱり凶器を使っているようなことだと、刑を考えるとでは違うんだみたいなことは思われましたですか。

(4番)

はい、そうですね。

(司会者)

わかりました。ありがとうございます。

では次の、証拠に入りながらということになるかもしれないですけど、実際に大体こんなふうなところが問題ですよというような御指摘があつて、その上で証拠調べに具体的に入ると。

2番の方は、最初に思っていたのとちょっと違うところかなというふうに思われた。

それから、1番の方は、最初におっしゃっていましたが、聞きながらだんだん、内容がわかってきたという感じですけど、証拠調べの内容で何がなされたかをちょっと申し上げますと、1番の方のときは、まず最初に現場のビデオが出たんですね。その後、被害者の方が4人、順番にお話をされたと。その後、被告人質問と、こういう順番だったんですけど、どうでしょう、最初こういうところに着目してほ

しいというところが端的に質問されて、だんだんどういふことがあつたのか腑に落ちるようになってきていましたか。

(1番)

そうですね。最初、ビデオを見たときの状況と、あと被害者の方の写真を見せていただいて、それだけひどいことだったんだなというのは、その時点ではっきりわかつたように思います。

(裁判官)

1番さんの事件は、争点も非常に多くて、難しい事件でしたが、まずお聞きしたいのは、冒頭陳述を聞いた段階で、一体この事件で何が問題なのか、またこれから行われる証拠調べのどういふところを見ていけば、その争点が解明できるのかといふのが、冒頭陳述を聞いた段階で大体わかりましたか。

(1番)

最初の時点では、ただ殴つただけなのかとか、その辺の詳しい内容まではまだわからない状態ですね。最初の時点では、もう本当にただけんかで殴つたというような感覚だったんですけど、だんだんビデオだったり、そういうものを見ていくうちに内容がわかつてきたといふのがあります。

(裁判官)

そうすると、冒頭陳述だけでは争点がどんなものかを把握するのは難しく、その後の証拠調べによって理解が深まっていったといふことですか。

(1番)

そうですね。

(裁判官)

その後の段階で、冒頭陳述を読み返すとわかるという感じでしょうか。

(1番)

そうですね。だんだん進んでいくに連れて、また前の資料に戻つたときに、ああこういうことだったんだといふのはわかるようになります。

(裁判官)

最初、わかりにくかった原因ですが、あの事件は当事者がいっぱいいて、名前を隠しているのがAさん、Bさん、Cさん、Dさんという呼び方をしたり、時間的にも長時間にわたる事件だったり、事件が複雑だったせいなのか、あるいはちょっと検察官や弁護士がいる前で言うのもなんなんですけども、検察官や弁護人がつくったものがいまいちだったから理解が足りなかったのか、そこはどういうふうにお考えですか。

(1番)

日にち、時間の経過、その事件も何日、1日だけのものじゃなくて、その前に起こったことだったり、何回かに分けてと言ったらおかしいですけど、あったものだったので、最初は時系列をちょっと理解するのがなかなか難しいというか、わかりにくかったですね。なので資料を見たときにも、あれ、これはどの順番だったんだろうみたいな、順番的なものを追うのに、最初はちょっと戸惑いました。

(裁判官)

そうすると、事案が複雑だったからだということですか。

(1番)

そうですね、はい。

(司会者)

多分、検察官と弁護士の双方が、いろいろ聞きたいことがあるのかなと思うので、ちょっと証拠調べの話をしながらというふうに思ったんですけど、どうでしょう。冒頭陳述の場面について、さかのぼりますけど、冒頭陳述に関してということでお話、もし質問があるのであれば先に質問していただきましょうか。

証拠調べまで含めてだんだんわかっていったというのが1番の方のお話と、こういうことになりました。

どうでしょう。検察官と弁護士のほうから何か。証拠調べに絡めてでもいいですけど、冒頭陳述に関して何か質問等がございますでしょうか。

(検察官)

多分、率直に、もう少しこうだったらよかったなという、もう率直なところで結構です。なかなかこれまで緊張されながら話していると思うんですが、我々としては、耳が痛いところでも聞きたい感じなので、これらを生かしていきたいところがあるので、もっとこうだったらよかったのになという冒頭陳述、これは私、検察官が聞いているので、検察官の冒頭陳述に限ってでも構いませんけれども、という点を教えていただきたいのと、あとこういうところがあってよかったなというところ、これはわかりやすかったなとか、そういうところを端的に挙げていただけたらと思います。

(司会者)

では、もうちょっとこうなったらよかった、あるいはこれがよかった。いかがでしょうか。

ちょっと、じゃあ順番じゃなくて、もし御発言される方がいたら。

(検察官)

恐らく検察官の冒頭陳述がという、先ほど3番の方がお話しされたように、これから何が始まるんだという段階の方が多いかと思うんですね。その中、検察官の冒頭陳述が始まるものですから、非常にまっさらな状態で聞くということが多いかと思います。そんな中で、こういうことがあってわかりやすかったなというのがあれば教えていただきたいのと、あともうちょっとここがこうだったら、これは後から振り返ってみたときでも構いませんし、聞いていても何かよくわからなかったなというところで、後からわかってきたときに、あっ、こういうのがあったらよかったなという点があったら教えて下さい。

(司会者)

お手持ちの資料を見ながら、もう一度、2番の方、お願いいたします。

(2番)

最初の冒頭陳述のときは、裁判員に選ばれたということを飲み込めないうちに審

理が始まってしまったので、ちょっと気持ちの準備ができていなかったなというのがありまして、事件の内容は、確かに文章を読めば、このとおりのことは頭に入ってくるけれども、この先、何が起こるんだろうという気持ちのほうが強かったと思います。気持ちの準備にもう少し時間が欲しかったかなという気持ちはありますけれども、次々にというか、午前選ばれて午後からというふうだったので、内容は大体聞いて、そういう事件だって思って、普通にテレビのと一緒だという感じのイメージしかなくて、内容は、文書どおり、とにかく頭に入っていたと思います。

(司会者)

特に、じゃあこの段階で、こういうところがいいとかなんとかというのは、特にないですか。

(2番)

そうですね。こんなものなのかという感じでしたね。

(司会者)

わかりました。1番の方だけ、多分、1週間前に受任して、1週間後からスタートしたという。

2番、3番、4番の方は、多分午前中に選任で、午後からスタートということになっていたと思います。

では3番の方、お願いします。

(3番)

私が担当した件に関しましては、恐らく今、1番の方とか2番の方のお話を伺う限り、かなりシンプルな案件だったものですから、被告人の方も、起訴された事実をもう二つ返事で認めていたという状況でしたので、この点を着目してくださいということを冒頭陳述で検察官の方が示してくださったので、その点は単純にわかりやすかったかなとは思いますが。

そうですね、余り複雑な件でもなかったもので、特にこうだったらよかったなというほどのことはなかったかなと思います。

(司会者)

4番の方、いかがでしょうか。

(4番)

やっぱりこの文書を見ただけだと、本当にどういうところで、どのような感じで暴行したのかとか考えなきゃいけないんですけど、映像があるとすぐわかりやすいので、映像が残っているとわかりやすいなというのを感じますね。

(司会者)

この事件は映像が残っていたんですね。

(4番)

はい。

(司会者)

だから、証拠としてまさに現場の映像が映し出されたんですね。

(4番)

はい。

(司会者)

証拠を見ていく中でだんだんわかってきたということですか。

(4番)

そうですね、はい。

(司会者)

ありがとうございます。では、弁護士のほうからも何か御質問がありましたら。

(弁護士)

弁護人のほうから、余り中身の話じゃないんですけども、弁護士のほうでいろいろ研修とかを受けていると、読み上げるスピードとか、あと立ち振る舞いとか、容姿とか、そういうことにも気をつけるようなことを言われているのですが、今回、冒頭陳述に限らずでいいんですけど、全体として、冒頭陳述にしろ、証拠調べの質問にしろ、弁護人が言っていることがちゃんと理解できたとか、スピードが速かつ

たかとか、態度が余りよくなかったとか、これは態度がよかったとか、何か好感が持てたとか、そういうことがあったらちょっと教えていただきたいんですが。お願いします。

(司会者)

今度のは、ちょっと冒頭陳述に限らず、証拠調べのことも含めてということですね。では、ちょっと証拠調べの関連にも入りながらになりますので、1番の方、先ほど申しあげましたけれども、最初に若干映像があつて、その後、証人の方も4人いて、その後、二人の被告人のうちお一人の方が認めていて、お互いに被告人質問をしてという、そんなふうな形で進化したので、かなり証拠調べが多かったという、そういう状態になります。

どうですか、弁護人の活動、質問の内容とか、あるいは態度とかも含めてですけども、何かよかったとか悪かったとか、印象がありますか。

(1番)

弁護人の方のお話は、被告人が二人いたので、弁護士の方が二人ついていられたんですけれども、一人の被告人のほうの弁護士の方はちょっとおどおどした感じなところがあったりというのはありました。聞いていて、すごい柔らかい感じのお話の仕方でしたし、もう一方のほうは、堂々とされているというのは当たり前なんですけれども、結構大きな声で、全体に聞き取りやすいというか、訴えかけるというような、ちょっとそういうイメージはありました。

あと、検察の方も一緒に言わせていただくと、ちょっと声が小さくて、ところどころ聞き取れないとか、マイクがちょっと小さかったのかもしれないんですけども、そういうのがあったり、話のところがささっとすごい早口になっていて、聞き取りづらいというのもまれにありました。でも、それ以外では特に大丈夫です。皆さんちゃんといろいろわかりやすくお話しして下さったので、すんなりと聞き入ることができました。

(司会者)

ありがとうございます。では2番の方、証拠調べの関係、この事件では、被害者の方に対して、ビデオリンクという形でお話を聞いて、事実としてどんなふうなものがあったのかという証人調べをした上で進行していったと、こういう形になりますね。

では、弁護士、あるいは検察官の活動、いかがでしたでしょうか

(2番)

弁護士の方も検察の方も、とてもきちんとゆっくり話していただいて、わかりやすかったと思います。

ただ、ちょっと弁護士の方の言い直しが何度もあったので、文章を大筋が変更になっちゃったのかなみたいなところを自分で追っていくのがちょっと大変だったかなというのと、それ以外はわかりやすかったと思うし、むしろ淡々としていて、余り感情的ではなかったような印象でした。

被害者と加害者の方の御家族の方のお話を聞くのは、ちょっと私にとっては結構、厳しい内容だったなと思います。

ただ、被害者の方も淡々とお話をされていて、私のほうも話は理解することができたなと思います。

(司会者)

弁護人の活動の事例というのがありましたけれども、検察官の活動については特に。

(2番)

冷静な方なのねと思って見ていましたけれども。

(司会者)

わかりました。ありがとうございます。

では、3番の方の事件は、これは認めている事件なものですから、被告人から話を聞いたという形になりますね。

弁護士、検察官の活動、いかがでしたでしょうか。

(3番)

弁護人の方の証拠調べなどに関しましても、本当に案件がシンプルだったので、ここがわかりづらいというようなことは特にはなかったんですけども、少し話し方が弱いかなという印象は受けまして、何かあんまり適切な表現じゃないかもしれないんですけど、弁護人の方と検察官の方で口げんかしたら絶対に検察官の方が勝つだろうなという、ちょっとそういう話し方の印象は受けました。

(司会者)

ありがとうございます。

では、4番の方になります。4番の方は、映像があって、かつその場面を目撃した方にお話をいただいて、目撃した方が少し遅れられたのですね、それで先に情状証人のお話を聞いた後に目撃者の話を聞いて、それで被告人質問をしてという、そういうふうな形で順番が進んだというふうに思います。

弁護人と検察官の活動について、いかがでしたでしょうか。

(4番)

質問のときに、やっぱり難しい質問や、言い方とかをするのかなと思ったんですけど、質問は自分が思っていた感じのこと、本当に何というんですか、自分も被告人の人にちょっと質問しようかなと思ったことと全く同じ質問を、検察官の方が全く同じようなことを本当にわかりやすく言ったので、考えていたことは案外変わらないんだなというのを感じました。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは、検察官、弁護士から、さらに追加の質問があると思いますが、いかがでしょう。

証拠調べに今入っている形ですが、冒頭陳述の話をまぜていただいても結構です。

(検察官)

いろいろな事件がある中で、被告人質問であったり、証人尋問というところだと、

検察官とか弁護人というのは質問をするという、そういうのに対して、答えられる人は答えてもらう、そういう場面があったかと思います。そういうときも、検察官の質問の仕方とか、あるいは表現として難しいものがあってわかりにくいなというところはあったのか、あるいは結構わかりやすかったのか、話すスピードとかはどうだったのかとか、ちょっとそのあたりをひとつ聞きたいです。あとは人を相手にするだけではなくて、記録の説明をするときというのがあると思いますが、何かを読み上げたり、あるいは画像を見ながら、ここはこうですよ説明をしたり、写真の説明をしたり、そういった証拠調べの方法というのもあったかと思いますが、そういった場面での検察官の説明、あるいは口調の速さの程度とか、そういった点でのわかりやすさ、わかりにくさというのはどうだったかというのを全般的に話を聞きたいと思いますので、お願いします。

(司会者)

二つありまして、人の話、証人に聞いたり、被告人に聞いたりするときの質問の場面と、それから画面であらわしたり、その書類を読んだりするという説明の仕方と、二つの説明の関係ですね。質問と説明、これにどんなふうな印象を持たれたかということで質問がありました。

弁護人もほぼ同じ視点ということでよろしいですか。

(弁護士)

はい。

(司会者)

では、検察官からの質問でありますけれども、弁護人のことについてもあわせていただきたいということで、お願いします。

1番の方からいかがでしょうか。

(1番)

被告人に対しての質問ですとか、あとは証人に対しての質問等は、感情が余りなくといったらあれなんですけど、淡々と質問をしている感じだというのは印象に残

っています。

映像を映しての証拠というのも、当日、多分何かいきなり画面に書いてというようなことがあったので、ちょっとばたばたしていたかなというのはありました。被害者の人の現場の地図だとかを、手書きで書いたりとかというのを見るときに、何かばたばたしていたのかなというのはありますけど、でも、それがあることによってよりわかりやすく説明もしていただいたので、特に問題がないと言ったらあれですけど、わかりやすかったと思います。ただ、淡々としているなというイメージはありました。

(司会者)

証人に質問しながら書かせるという場面ですか。

(1 番)

そうですね。

(司会者)

質問して、今のあなたの位置を書いてくださいとか、そういう形ですね。

(1 番)

そうです。

(司会者)

口で説明する場面というのは特に、そんなにたくさんはなかったですかね。では、2 番の方。

(2 番)

特に、先ほどもお話ししたんですけど、検察の方も弁護人の方も淡々としていらっしゃるなど。事実を話していらっしゃるんだろうなという感じで、けんかになりそうとかという感じでもないし、事実を淡々と話されている印象でした。

わかりづらかったのは、被害者と加害者とが、現場のここの、このあたりでこんなことがあったという話をされていたんですけども、ちょっとどちらがどちらだったんだろうというのが、ちょっとわかりづらいついかなという感じはありました。

(司会者)

どこに何があったかということ、図面に書かせた形になったんですね。被告人と被害者がそれぞれが書いたんですけど、それがどこが同じで、どこが違うのかみたいなの。

(2番)

結局どこにいたの、みたいな感じになっちゃったので。

(司会者)

事件の書類関係を説明する、図面関係を説明する、こういうのは特に何か印象はありますか。

(2番)

いえ、特に書類の関係では、普通、事実だけを書いてあるんだろうという確認はできたと思っています。

(司会者)

わかりました。では、3番の方。

(3番)

本当に先ほどから申し上げているとおり、もう被告人の方も全ての事実を認めているという状況でしたので、単純に事実を述べて、被告人の方がそれを自らの口で認めるというような質疑応答という形だったので、特にわかりづらいというようなこともありませんでしたし、話し方とかでも、聞き取りづらいというものもなく、逆に聞き取りやすいというようなわけでもなく、そこまで何か印象に残っているというようなことは特別ないです。

(司会者)

ありがとうございます。

では、4番の方。証人の方、目撃者がちょっと遅れて来られて質問していたというところがありまして、あとは画像を映したりとかになりますけど、説明の仕方、質問の仕方の上手とか。

(4番)

女性の検事さんだったんですけど、結構しゃべり方もさばさばしていて、口調がちょっと、つんとした感じでした。でも、大きい声でしゃべられて、わかりやすかったです。

(司会者)

ありがとうございます。

(裁判官)

3番の方に質問します。3番の方の事件の場合は、被害者が来るということではなくて、前に取り調べをして作った際の供述調書を調べたかと思うんですが、被告人から直接話を聞いた場合の印象と、被害者の方の供述調書を読み上げられたときの印象というのは、やっぱり差がありますでしょうか。

(3番)

ちょっと思い出していいですか。済みません。

(裁判官)

はい。直接目の前にいる人から話を聞くのと、検察官が書類を読み上げて、その当時、こういうことを話していましたという形の話聞くのと、何かわかりやすさ等に違いはありますか。

というか、被害者の供述調書というのは印象に残りましたか。先ほど、被告人の話がわかりやすかったというのはあったと思うんですけども、供述調書の印象というのは残っていますでしょうか。

(司会者)

被告人質問は、直接被告人がまさに事件について語るんですけども、この事件の場合は、被害を受けられた方の話は供述調書の形になっているものを検察官が読み上げていったということになりますので、ちょっと強盗で襲われた方にしろ、おうちに入られて暴行された方にしろ、その方の供述は、直接ご本人が公判の中でお話ししたのではなくて、検察官が録取した供述調書の形のものを読み上げたという

話だったんですけど。

(3番)

被害者の方は、もう被告人の方の顔も見たくないというようなこともあったかと思うんですけども、やっぱり調書というよりも、御自分の口で当時のことを、時間がたった今はこう感じているというような、少し被害者の方の感情面というのは、ちょっと気にはなりました。

例えば、示談が成立している、していないですとか、被告人の方が謝罪をした、していないというような、その事実は、こちらに情報が入っていたので、その点は理解して、頭に入れることができたんですが、やはりその当時、被害に遭われて、もちろん瞬間はとても怖い思い、つらい思いをしたと思うんですけども、例えば示談が成立した方は、示談が成立したからもう既に許しているのか、成立したけれども根に持っているというところはあると思うので、そのちょっと感情の部分はどう思っているのかというのは気になりました。

(検察官)

もう少しお聞きしていいですか。3番の方、今の示談後とか謝罪後の感情面を知りたかったというところは、これは直接聞きたいなということなのか、あるいはそれは書面という形でもいいのか。どういう形でもいいから知りたかったという意味なのか、それとも目の前で聞きたかったという意味なのか、それはどっちですか。

(3番)

それは、目の前で聞けたらよかったかなと思います。やっぱり事件そのものことも忘れたいというような方もいらっしゃると思うんですけども、例えば、被告人の方がいらっしゃる時間帯を作って、その時間帯に直接お越しただいて、お話ししていただくというようなことですか、やはり直接がいいですかね。

(司会者)

1番、2番の方のときは、事件について争いがあったということもあるので、被害者の方が直接お話をなさって、かつ1番の方のときは後で御意見をまたおっしゃ

る。2番の方の事件だと、後で書面で御意見をおっしゃった、そんな形になりますね。

4番の方のときは、被害者御自身はお亡くなりになっているので、その御遺族の方が意見を述べたという、それは書面で述べたということですね。

では、次は、証拠調べを終えた後なんですけれども、証拠調べを終えて、最後に検察官と弁護人が証拠調べの結果を踏まえて、こういうふうに考えますという意見を述べることになるんですけれども、その検察官の意見、論告・求刑、それから弁護人の弁論、これについては、これまでの証拠調べの結果を踏まえて、非常にわかりやすく意見が入ってきたのか、あるいは論告も弁論も聞いたけれども、意味が余りよくわからないとか。最後の論告、弁論についてということでちょっとお伺いしたいと思います。

多少、証拠調べとかと関連はしてくるかと思いますが、一応論告、弁論、最後の意見の部分ということでちょっとお伺いしたいなと思います。では、1番の方。

(1番)

最後の論告、求刑のあたりは、もう大分話の内容もわかってきていたので、わかりやすかったと思います。求刑に対しては、弁護人の方はやはり弁護している側ですから、思っていた以上に軽い年数を要求してくるんだなというのは思いました。検察官の方は、私たちが考えていたのと、ちょっと長いか同じぐらいかなというような感じはありました。

(司会者)

ありがとうございます。では、2番の方。

(2番)

論告・求刑を聞いた感想ですけれども、内容はわかりやすかったし、それまでのいろいろな審理を見ていての上でのこの内容だろうというので、納得のいくものだったと思います。ただ、求刑で何年というふうに出てくると、またちょっとここで

悩むというか、そうなんだという感じで、その後また話し合いがあったので、あっ、このぐらいなのかなという感じですね。弁護人の方の減刑を求められる内容も、そういうことを言うだろうなという内容だったので、納得できるものだったと思います。それで、その後いろいろな話し合うんだろうなというふうに思いました。

(司会者)

ありがとうございます。では、3番の方。

(3番)

私が論告の際に感じたことは、1番の方とは逆なんですけれども、検察官からの求刑が思っていたよりもちょっと重いなのというのを感じました。もちろんその事件のどの点が重大であるということは論告のメモや、口頭でもおっしゃっていただいたんですけれども、端的な資料だということは、こちらのほうに情報として入っていたので、判断の材料として優先順位をつけやすかったというのがありますが、少し重いのかなというの素直に感じました。もちろんそれが決定というわけではないので、参考程度にという認識でなのかもしれませんが。

(司会者)

弁論のほうはいかがでしょう。弁論は弁護人がする意見ですね。

(3番)

弁護人の方の弁論に関しましても、量刑を決めるに当たって、どの点を考慮した上で判断するというようなことがしっかりと口頭で述べていただいたり、メモで出していたので、非常に量刑を決めるに当たっては、わかりづらくなく進めることができたかなという印象はあります。

(司会者)

わかりづらくないということは、逆に言うと、理解できたということなんですかね。ありがとうございます。では、4番の方。検察官側の意見と弁護人の意見について。

(4番)

自分のは、被害者の人と加害者の人がもう和解していたので、本当にスムーズに弁論も進んで、あんまりこれとってわかりにくいというところはなかったですね。

(司会者)

ありがとうございます。ここも検察官と弁護士のほうから何か。

(検察官)

2点ほど。1つ目は、冒頭陳述書のとくとも当てはまるんですけども、検察官としては、メモというのを恐らくどの事件でもお渡ししているかなと思います。このメモというのは、あったほうがいいのか、なくてもいいのかというところをちょっと単純に1つお聞かせ願いたい。あったほうが助かったのか、なくても、聞いていればわかるよという感じだったのか。それが1点です。

もう1点は、検察官は論告・求刑という名のとおり、求刑の意見というのも話すわけなんですけれども、その検察官の求刑というのを聞いたときに、検察官はなぜこの求刑をしているんだろうかというところが、その論告の中身からずっと入ってきたか、それとも検察官としてもうちょっと説明してくれてもいいのになど、何でもこの求刑なのかというをもうちょっと説明してくれてもいいなというふうに思ったかどうか。そこをお聞かせ願いたいと思います。

(司会者)

順番でよろしいですかね。では1番の方、メモを渡すことについて、要るのか要らないのかということを含めてですね。

(1番)

メモはあったほうがよかったです。かなり事件の内容をまとめて、一通り全部記入していただいて、それをもう一度見返す、自分でメモをとっていたものとの照らし合わせじゃないですけど、できますし、これはわかりやすかったのよかったです。

(司会者)

では、求刑の説明について。

(1 番)

求刑のほうも、はっきり自分がどのぐらいの年数がいいのかとか、そういうのは全くわからないので、評議の中でそういうお話を聞いて思っていたんですけど、大体この内容からいくと、そういうのを求刑してくるんだらうなというのは、何か自分の中で思っていた年数とはそんなに変わりがなかったと。

(司会者)

そうすると、聞いていても、あんまり違和感がなかったと。

(1 番)

はい、なかったですね。

(司会者)

では、2 番の方。

(2 番)

メモはあったほうが良いと思います。最初の起訴状だけだと、内容は、あった事実が書いてあるだけなので、それについての解説があるのがわかりやすくよかったと思います。

求刑のときの内容、年数なんですけれども、私はちょっと、ああ、その年数なのねという、そうなのかという印象でした。

いろいろ論議をして、いろいろな事実とかを受けて、このくだりのやっぱり、8 年だったんですけど、8 年というふうになってくるのねというふうに思いました。

(司会者)

そうすると、それはその論告、求刑を聞いた後の評議の中でもいろいろ話し合っていて、結果だと思えるんですけども、求刑を、ぱっと聞いたときには、なんでそうなのか、よくわからないなという感じですか。

(2 番)

いや、よくわからないというよりは、検察側としてはこの年数を言うてくるのだなという印象でした。

(裁判官)

その点ですが、2番さんにお聞きしたいんですけど、それは重いと思われたのか、軽いと思われたのか。

(2番)

8年はちょっと重い寄りですかね。でも、私は何年というふうにイメージは持っていなかったの、内容で8年っておっしゃってくるんだなという印象です。

重いとか軽いとかというよりは、若干重いというふうには思いましたが、余り重要な感じではなく、8年とおっしゃってきたという事実だけを受けとめたという感じでは。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは3番の方、メモと求刑について。

(3番)

まず、メモに関しましては、あってよかったかなと思います。やはりお話しされていることを頭の中に入れて、それを反復して理解しなければいけないので、やはりメモとして文面で置いていただけた方が、その事実ですとかを理解はしやすくなるかなと思いましたので、メモはあってよかったと思います。

その求刑の際に関しましては、余りこういう言い方を検察官の方がしているのかわからないんですけども、本来であれば、例えば、5年でいいんですけども、この点を考慮したらプラス1年、よって結果的にこの年数で求刑しましたよというような、少し、遠回しな言い方をしていただいたほうが、いきなり数字をばんと叩きつけられるよりも、本来であればこうだけど、ここの加点があるよねということで、言っていただいたほうが納得はしやすくなったかなと思います。以上です。

(検察官)

その点もう少し聞かせて下さい。自分も関与した事件なので。

これは検察官、私だけでなく、結構全国の検察官、検察庁のところでも、悩み

事というか、考えなければいけないところというのはあって、やはり裁判員の方々というのは、あらゆる全国的に事件がある中での、相場と言ったら変ですけども、同じような事件がどのくらいの刑で担っているんだろうかというのが、これはちょっと評議のところでも入ってきちゃうかもしれませんが、余り情報として入ってこない、来ていない状況で、多分、論告というのは聞いている可能性があると思うんですね。その論告のときに検察官として、どこまでじゃあそういうところまで触れるべきなのか。こういうのと同じようなジャンルでは、例えばこういう刑が出ていますと。

これは一方で、裁判員の方にちょっとした先入観を持たせてしまうという悪い面もないではない。だけれども、何の基準もない方たちにとっての1つの参考にはなるであろうというプラスの面もないわけではないというところで、非常にジレンマを感じるころではあるところで、まずお聞きしたいところなんですけれども。

そうすると、こういうところのこういう事件では、大体こういうぐらいの傾向なんですよというのは、むしろあったほうがよかったという感じなんですか。論告・求刑の段階ですね。

(3番)

はい、そうですね。やっぱり自分の個人的には、平均をある意味出していただいて、しかし、この事案ではこういった点があるので、その平均よりも高くしなければ、低くてもいいというようなことを述べていただいたほうが、検察官の方が出させていただく求刑を納得しやすいとは思いますが。

(検察官)

ありがとうございます。

(司会者)

ありがとうございます。

では、4番の方、論告メモと求刑について。

(4番)

メモはあったほうがいいと思います。求刑の説明は多分されたと思うんですけども、多分法廷でされたと、自分の中にはそう聞いたような感じがあるので、何かわかりやすかったですね。

(司会者)

そうだとしたら、ずっと入ってきたのだろうなということになるんだと思いますけれども。少し、口頭では付け加わってはいたかなと思います。資料に書いてあるもののほかに。

(4番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。

弁護士のほうも弁論の関係で何かありますか。

(弁護士)

では、1点だけ弁護士のほうから。

1番の方にちょっとお聞きしたいんですけど、さっき弁護人が意見として言った求刑が思った以上に軽いとおっしゃっていたんですけど、軽いと思ったことによつて、その前にいろいろと意見を言っていると思いますけれども、その内容に対する説得力みたいところに、何かちょっと自分のイメージと違う求刑をされたことによつて、その信用性というか、説得力が欠けるような印象というのは、ぱっとでいいですけど、持たれたかどうかだけちょっと聞きたいんですけど。

(1番)

事件の内容からいって、いや、それはないだろうというような意見が私の中でもありました。実際に被害者の方が4人いらっしゃった事件だったんですけども、それに対して、求刑した年数がかなり短かったのも、いや、ちょっとそれは短か過ぎるんじゃないかなというのは、言ったときに、すぐにそういうふうに思いました。それに対しての説得力というか、弁論というか、もう一人は大筋認めていたもので

すから、そういった認めて、あとは若い方だったので、将来のことも考えてということ、短い年数、求刑されていたと思うんですけども、やっぱり事件の内容からいったら、それはちょっとというようなのが、私の中では印象に残りました。

(弁護士)

ありがとうございます。

(司会者)

それでは、テーマ3に移ります。

評議、判決についての感想、意見でございますけれども、評議については、十分に意見を述べることができ、かつ争点に対する判断ができたというふうに感じられたかどうかということがやっぱりお伺いしたいことになります。

もう1点は、量刑検索システム、量刑を考えるときに、その量刑検索システムというものが使用されたかと思うんですけども、この位置づけについて理解できたかどうかという、その2点を伺えればというふうに思います。では、1番の方から。

(1番)

評議につきましては、かなり時間をとっていただいたので、いろいろな意見を、皆さんの意見を聞いたりですとか、もう一回事件を振り返ったり、ビデオをもう一回見せていただいたりだとか、そういったことをして、十分に時間がとれてできたと思います。検索システムのほうも、全く同じ事件というのはないので、この場合は大体このぐらいというのだったり、同じような事件でグラフを見せていただいて、大体何年の何年寄りとかというような形で見せていただいたので、わかりやすかったんですけど、実際にはそれとは全く同じ事件じゃないので、本当にこれでいいのかなと思うところはありましたけれども、大体事件の内容を見て、このぐらいの量刑になるんだなというのは、ある程度は期待できました。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方。

(2番)

評議はわかりやすく説明していただいて、このときにはこういう説明があったんだよと繰り返されていたので、私のほうでもわかりやすい、加害者が男性で被害者が女性という事件だったので、結構女性側寄りになっちゃいがちな事件だったんですけど、両方の内容を詳しく説明していただいた上で話し合うことができたので、わかりやすかったと思います。

量刑検索システムは、たしか求刑の後に聞いたと思うんですけども、それより前に聞いていたほうが、もしかしたら私の意見みたいなものが言えたかもしれないなと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。3番の方。

(3番)

評議に関しましては、裁判官の方たちが司会をしてくださって、もうその都度、これに関してはどう思いますかということ質問してくださったので、自分の意見を素直に出しやすかったかなと思います。今は、こう聞いてくださったので、これについて自分が感じたことを言えばいいんだということが言いやすかったので、すごい評議が、個人的には進めやすかったかなと思いますし、自分の意見もかなり言えたのではないかなと思います。

量刑検索システムに関しましても、やはり明確に同じ事件というものがないにしても、ある程度の基準で参考がどうしても欲しくなってしまうので、あれを見せていただいたのはよかったかなとは思っています。

(司会者)

ありがとうございました。では、4番の方。

(4番)

評議に関しては、自分が思っていることは、少し言えた感じがします。

量刑検索システムは、最初は判決のあれを聞いたときだったので、結構、軽いものなんだろうなと思ったんですけど、それを見ることによって、大体のあれがわか

ったので、結構いい判断だと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

(検察官)

今、話に出てきた量刑検索システムのことです。ちょっと御質問なんですが、全体としてお聞きしたいんですけど、量刑検索システムの結果を皆さんにごらんになってもらう際は、グラフだけ見るのですか、検索条件はどうするのですか。

(司会者)

条件を入れて、出します。

(検察官)

一応、条件入れるわけですね。では、それは皆さん、条件というのはわかった上で、そのグラフをごらんになっている。

(司会者)

はい。

(検察官)

わかりました。それをちょっと前提に御質問というところなんですけれども、そういう量刑検索システム、どういう条件で調べるかにもよってしまうんですけれども、ちょっと翻って、論告・求刑の際に、同じ量刑検索システムの結果、そういうグラフとかですね、そういう内容についての検察官の意見、例えばこういうふうな、こういうグラフになっていて、こういうのがありますと。今回の件は、大体これぐらいの位置づけになりますといった言及があったほうがいいのか、むしろないほうがいいのか。

ちょっと難しい質問かもしれませんが、そこはどのように、振り返ってみて、検察官で、そういう量刑検索システムの結果に言及した論告・求刑は多分なかった、ありましたか、実際には。

(司会者)

この4件では、ありません。

(検察官)

それでは、あったほうがいいのか、なかったほうがいいのかというのは、その辺の考えを率直にお伺いしたいなと思います。お願いします。

(司会者)

量刑のシステム自体は、検察官も弁護人も見ることができるという位置づけなので、事前にこういう条件だとかこういうふうになりますということを示すこと自体は可能なはずなんです。

それがあるほうがいいのかどうかと、そういうことですね。

(検察官)

検察官の意見として。

(司会者)

率直に感じられるところでおっしゃっていただければと思います。

(検察官)

あってもなくてもいいということでもいいです。率直なところを。

(1番)

実際にどれが基準になるかというのは全くわからないので、そういうのを見て、教えていただくというのは、ありがたいことだと思いますし、それがあるからそれだけしかいけないのかなというふうに、それ以上余り年数を増やし過ぎてもいけないのかなというような感じにも若干はなりました。だから、1つの目安としてあるのはいいと思います。

(2番)

ちょっと基準みたいなのは事前に知りたいけれども、検察の方から言っていたくのがいいかどうかはちょっとわからないです。

(司会者)

では、3番の方。

(3番)

先ほども、論告・求刑のことについてのときにも似たようなことを言ったと思うんですけども、やはり基準として、その量刑検索システムでは、平均的に見ると、こんな感じですか。だけれども、この付加情報があるためというような基準と、そのほかの情報による誤差といいますか、そういうのがあったほうが、こちらとしてもわかりやすくはなるかなとは思っています。

それなので、逆にではないですけど、弁護人の方もその量刑検索システム上はこうなんだけれども、この点を考慮したらもう少し少なくともいいよねというようなことを、弁護人の方も言っていただければ、よりわかりやすくはなるんじゃないかなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。では、4番の方。

(4番)

質問なんですけど、それを説明するとしたら、どこでというか、説明をされる。

(検察官)

どの場面ということですか。

(4番)

はい。

(検察官)

もしするとすれば、論告・求刑という、最後の検察官が意見を言う場面で、例えば懲役何年とかという求刑をする場面があるじゃないですか。その何年という、ちょっと前の段階で、今回の事件はこうこうこういう事件で、こういった中で言うと、この辺に位置づけられます。だから、懲役何年に処すべきですと、そういう流れになるかと思えます。その場面で検察側が言うことの、いいのか悪いのか、そういった感じですけど、質問として。

(4番)

法廷ということですか。

(司会者)

そうですね、法廷で言うことになりますね。

(4番)

じゃあ、ないほうがいいと思いますね。

(検察官)

それは。理由としては何ですか。

(4番)

理由としてですか。これを言うと、被告人向けになっちゃうと思うんですけど、事件性自体は似ていたとしても、全く同じということではないと思うので、それはそれとして考えて、見てやったほうが。もしこのようなレポートで、違うところで出されるならいいと思うんですけど、法廷で、加害者がいるところで説明するのは、自分はちょっとと思うんです。

(司会者)

今のにちょっと付け加えて伺ってもよろしいですか。今のは、被告人側に対して、そういうふうなのを見せるのはどうかという、法廷で。逆に例えば、被害者側の人に示すことにもなる可能性はあるんですけど、そういうこともやっぱり多少気を使ったほうがいいかなと感じたかどうか。

(4番)

そうですね。聞きたい人は、被害者の家族とかの人は、それを聞きたい人、それはいると思うんですけど。

(司会者)

済みません、ちょっと私の質問が分かりにくかったですね。

(4番)

それは、できれば自分の考えから、もう本当に自分の考えなんですけど、それはもう、それを教えてくれるのであれば、それは裁判官の人とか、裁判員の人にレポ

ートで出してもらえばいいのかなと思いますけど。

(司会者)

ありがとうございます。検察官，よろしいですか。

(検察官)

はい。非常に難しい問題だと思いましたがけれども。

(司会者)

弁護士の方はよろしいですか。それでは，最後に，これから裁判員になられる方へのメッセージということで，どんなことでも結構ですので，お話しいただければと思います。

では，1番の方。

(1番)

最初，選ばれたときには，自分でいいのかなというのがあったんですけども，参加させていただいて，事件の内容というのもすごい，事細かくと言ったらあれなんですけど，普段だったらテレビでさっと流れるような事件が，その1つの担当させていただいた事件を細かく見ることによって，被害者の方や，被告人の人生を決めてしまうということもあるので，すごいちょっと自分の中で大変だなとか，最初は嫌だなというのもあったんですけど，やっていくうちに，こういうことを経験させていただいてよかったというのは思います。

なので，今，選ばれることはないと思いますが，選ばれたら参加したいなというのがあります。

(司会者)

ありがとうございます。では，2番の方。

(2番)

ちょっと自分がどのぐらい役に立てたかというのもよくわからないので，これから裁判員になられる方のメッセージとして言えるなと思うのは，多分，裁判はそんなに身近なものじゃなくて，流れを知っている方というのは本当に限られ方たちな

ので、裁判ってこういうものだということを知るのはとてもいい機会だし、いい経験になると思います。

ただ、事件の内容とかをリアルに知ってしまうので、ちょっと気持ちを覚悟してねという感じでしょうか。その人の刑を決めるというのも、ちょっと難しいことだったなと自分は思っているんで、そこら辺を覚悟して挑むと、私は確かに勉強になりました。勉強になると思います。

(司会者)

ありがとうございます。では3番の方。

(3番)

3番です。まず、裁判員の制度自体も、やはり選ばれるまでは全然関係ない、自分に関係ないというような感覚の方が多と思うんですけども、いざ選ばれたとなったときに、普段そういった事件とかと関わることそのものが余りないと思うんです、裁判だけじゃなくて。なんですけれども、やっぱり人間として社会で生きていく上で、こういった事案があるというのを1つでも多く認識するという機会としては、とてもいいものではないかなと思います。普段自分の周りにたまたま起こっていないだけで、いつ起こるかもわからないし、経験しないとも限らないことですので、それを多少なりとも経験できる場を設けていただけるとするのは、とてもいいことなんじゃないかなと思うので、ぜひほかの方にも参加していただきたいなと思います。

(司会者)

ありがとうございます。では4番。

(4番)

自分も最初、裁判員のことなんて全然考えていなくて、当たる気もなかったんですけど、まず最初に手紙が来たときに、もう行くのも嫌だったんですけど、みんながみんな選ばれるわけでもないんで、いろいろいい経験にもなって、勉強にもなったので、後々になってみると、やってよかったと感じるところもありましたので、

これから選ばれる人は、参加してもらいたいと思います。

(司会者)

まさに本当にいろいろな視点で成立させていただいていると感じられました。本当にありがとうございます。

時間になりましたので、最後に裁判官、検察官、弁護士から一言ずつ話をして、終了にしたいと思います。

それではお願いします。

(裁判官)

皆様のお話を伺いまして、評議の際にお聞きした内容はありますけれども、やっぱりそんなふうに思われていたんだと、今、改めて思うこともあります。非常に参考になりますので、私もまた4月以降に別の裁判員裁判が入っておりますから、それに役立てていきたいと思います。ありがとうございます。

(司会者)

では、検察官。

(検察官)

本日は、実際に裁判員の経験をされた方の御意見を、貴重な意見をいただきました。ありがとうございました。検察官である以上、今後もこの裁判員裁判とは切っても切れないところではありますので、今後の、自ら裁判に立つときに、ぜひ生かしていきたいと思えますし、今日ここで聞いたことというのを、庁全体の検事にも伝えて、ちゃんとわかりやすく発言するようにと、しっかりときちんとした態度でやるようにということを伝えていきたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

(弁護士)

皆様、今日は貴重な御意見をいただき、どうもありがとうございます。

このまま続けていけばいいこと、直さなきゃいけないことが、今日皆さんの話を聞いてよくわかりましたので、私も次回、4月に1件、裁判員裁判がありますので、

そのときに反映させて、やりたいと思います。どうもありがとうございました。

(司会者)

よりよい裁判员裁判を目指して、これからも謙虚に、努力してまいります。本日はまことにありがとうございました。

ではこれで意見交換会は終了させていただきます。